

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.23
発行日 2017.5.11



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter : @sagakarakaeru

ただいま
進行中!

裁判終了

玄海3・4号機再稼働差止仮処分 被告:九州電力 2011.7.7申立 2016.10.26追加申立	玄海全機運転差止裁判 被告:九州電力 2011.12.27提訴 2015.10.30追加提訴
玄海3・4号機運転停止命令義務付請求裁判 被告:国 2013.11.17提訴	
玄海原発3号機MOX燃料使用差止裁判 被告:九州電力 2010.8.9提訴 2015.3.20不当判決 2016.6.27控訴審不当判決	

3・4号機仮処分決定間近 責任放棄、民意無視の知事「同意」を許さない

命の事だから、諦める訳にはいきません！ 代表 石丸初美

4月24日、山口祥義佐賀県知事は九州電力玄海3・4号機再稼働に同意表明をしました。この日の記者会見で知事は「熟慮に熟慮を重ねた結果、再稼働はやむを得ないと判断した」と述べました。そして、「県民の安全に寄り添ってしっかりとやっていきたい」「真摯に愚直にまっすぐに」「何よりも県民の安全が第一」「今そこに原発があるから」など原稿朗読に終始した会見でした。私はしらじらしく思えてなりませんでした。

山口知事は「規制委員会を信じています」と言っています(2016.7.20定例記者会見)が、田中俊一原子力規制委員会委員長は「基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げません」と繰り返し発言しています。一企業が起こした事故のために、住民の命と生活を根こそぎ奪ったのが東京電力福島第一原発の事故です。この事故により住民の生活は一変し、6年経った今なお避難生活を余儀なくされている人々が大勢います。取り返しのつかない甚大なあらゆる犠牲に対し、山口知事は「やむを得ない」というのでしょうか。

私たちは、これまで再稼働に対しての疑問質問を何度も要請してきました。佐賀で行われた住民説明会(5会場)でも、たくさんの原発への不信不安の声が噴出しました。原発の燃料はわずか3、4年しか使えず、あとは核のゴミとなり何万年先の未来まで押し付ける。事故対策に住民の避難計画まで立てなければならないのが原発です。玄海原発は2011年12月25日以来、5年半全基止まったままです。原発が無くても、生活は変わりません。事故が起きれば否応なしに被害を受けるのは私たち住民です。なぜそうしてまで再稼働したいのか、

会場での質問も同様の声が挙がりましたが、納得いく答は全くありませんでした。住民の理解など到底得られたとは言えません。山口知事の「責任は国へ丸投げ」、住民への理解は間接民主主義(二元代表制)を楯に「県議会(決議)を重く受け止める」とした無責任な再稼働同意に怒りを禁じえません。

私たちは、少なくとも原発に賛成と慎重の両方の専門家を登壇させての公開討論会の開催をすべきだと要請しました。しかし、山口知事は「主義主張を戦わせる意義を見いだせないもの」として全く聞き入れませんでした。

原発は、日々の暮らしの問題です。主義主張ではありません。命をつなぐ大地、海、川、山を全て放射能で汚染するのが原発事故です。二度と原発事故を起こさせてはならない。命の問題だからこそ諦める訳にはいきません。再稼働をさせる訳にはいきません。私たちの裁判は、その実現のための行動です。

全国の皆さんとこれからも連帯して行きます。どうぞよろしくお願い致します。



4/9 玄海原発前で抗議

No.23 CONTENTS

- 命の事だから諦める訳にはいきません！ ……1
- 再稼働同意プロセスを振り返る ……2
- 安定ヨウ素剤事前配布を！ ……6
- 再稼働差止仮処分終結／裁判報告 ……8
- 福岡県民には何の説明もない理不尽さ ……10
- 2016年度決算報告 ……11
- リレーコラム／お知らせ ……12

知事「規制委員会を信じています」「何よりも県議会の決議」 ～再稼働“同意”プロセスを振り返る～

1月18日の「審査書」決定以降、4月24日の知事「同意」にいたる経過と問題点を振り返ります。

- (1) 安全性は確認できていない
- (2) 住民からは反対、不安の声が噴出。再稼働に理解などしていない。
- (3) 6市長（伊万里、杵岐、平戸、松浦、神埼、嬉野）、3議会（杵岐、平戸、松浦）の「反対」を無視
- (4) 命を守れない避難計画
- (5) “ウソ”をついたのは九電だけでなく、知事自身
- (6) 知事自らの責任を放棄し、国に丸投げ
- (7) 最後は、県民理解を「何よりも県議会の決議」と丸投げし、「皮膚感覚」で判断
- (8) 一人ひとりの市民の行動こそ、再稼働を止める力になる!

(1) 安全性は確認できていない

知事は「安全性の確認と県民理解が得られれば、再稼働やむを得ない」と言ってきました。

- ① 事故大前提の再稼働です。
- ② そうした中で知事が安全確認の根拠としたのは、慎重な意見の専門家が一人もいない県原子力安全専門部会による“お墨付き”だけです。部会長の工藤和彦・九州大学名誉教授は「経済やエネルギーのために、安全のリスクを含むものでも使う必要がある」などと発言している原発推進学者でした。部会は6回開催され、「審査書」に限定した質疑だけを行い、国からの回答があったことをもって「安全」とみなしただけです。
- ③ 市民が推薦した慎重・反対の立場の専門家は委員として一人も採用されませんでした。その専門家からは福島原発事故の総括、そもそもの「安全」についての考え方、基準地震動、重大事故対策の不備、避難計画、

★山口知事記者会見ポイント

- ・再稼働に対して、真摯に愚直にまっすぐに向き合ってきた。
- ・原子力に頼らざるを得ない現状では、熟慮に熟慮を重ねた結果、再稼働はやむを得ない。
- ・プロセスを大事に、一つ一つ丁寧に進めてきた。
- ・県として安全性が確保されていると確認した。
- ・九電がウソをつかないことを確認。
- ・原発は国がしっかりと責任を果たすことを確認。
- ・自分の皮膚感覚で「県民の理解を得た」と判断。
- ・何よりも県議会の容認決議が極めて重い。
- ・今ここに原発がある。安全管理のためにも再稼働。
- ・知事として県民の安全というものに寄り添ってしっかりとやっていきたい。



放射性物質による健康被害、決定プロセスなど重大な問題が多数指摘されましたが、これらの意見を県ホームページに掲載しただけで、議論の場もつくらず、県としての考えも示しませんでした。

④ 県民から要望が相次いだ公開討論会について知事は「主義主張を戦わせる意義を見いだせない」と拒否。原発推進当事者の九州電力と国からの一方的な説明だけでは、命にかかわる安全性についての確認をしようがありません。

(2) 住民からは反対、不安の声が噴出。再稼働に理解などしていない。

知事が「丁寧に」進めたという「プロセス」。問題は中身です。

① 佐賀県5カ所、長崎県5カ所、福岡県1カ所の計11回開かれた住民説明会。佐賀県の説明会に参加できたのは1048人だけ。83万県民のほとんどは一方的に被害だけを受ける立場にあるにもかかわらず、説明を聞く場もありませんでした。

九電と国は長々とした説明や同じ内容の繰り返しばかり。県民の質問・意見は1人1分1間に制限された中、「命のことを考えてください」「フクシマの犠牲になぜ学



ばないのか」など、再稼働に反対・慎重の声が噴出しました。「『福島を教訓として踏まえて』などと何回も言ったが、何も踏まえていないではないか？軽々しく言わないでほしい。」「福島原発事故



住民説明会。聞く耳持たずの国・九電・佐賀県

は終わっていないじゃないか。」「原発を作るとき、放射能は出さないとウソを言ってきたのだから、原発は止めるべきだ。」「『放射性物質をできるだけ抑えるための対策』というが、『できるだけ』ではなく、絶対に被ばくしたくない。」「被ばくを我慢してくれということで来られたのか?」「ヘルパーをしているが、要援護者の即座の避難は絶対無理だ。」「避難計画までいるような電気はいらない。」etc…

これらの疑問に対して国は「福島は緊急時の状態が続いているというのはその通りだ。他方で、福島の教訓を汲んで世界最高水準の基準をつけたのが今の状況だ」、九電は「絶対事故は起こしてはならないという気持ちで安全対策をしっかりしていくので、ご理解をよろしく願いたい」というばかりでした。

そのたびに、住民からは「よろしくお願ひ」されたくありません!」「おごりだ。恥ずかしくないのか」「命と経済を一緒にしないでください!」と声が飛び交いました。

②県民各界の代表者でつくる「広く意見を聴く委員会」が3回開催。1回目は県が呼び集めただけ。2回目は九電と国の一方的な説明だけ。3回目に委員に意見を言わせたところ、委員30人中7人、農協組合長、看護協会会長、介護老人保健施設協会会長、地域婦人協議会会長、労働組合役員らから再稼働に反対の声が出されました。自らの姿勢を何も示さずに拙速に委員会を進めてきた県への批判も相次ぎました。

委員から出た継続開催や反対・慎重な意見の専門家の話を求める意見を、委員長の副島良彦副知事は黙殺して「様々な意見を聴かせていただきました」として強制終了しました。

③GM21(知事・全20市町長会合)では「住民の不安に寄り添うのが首長の責務」と語った伊万里市長をはじめ、神埼市長、嬉野市長の3人が再稼働反対を明言。他の首長からも安全性に対する懸念、福島原発事故が収束していないこと、避難計画の不備、使用済み核燃料の処分方法未解決などへの指摘が相次ぎました。ここでも、知事は意見をただただ聞き流すだけでした。

④県の意見募集に寄せられた「ご意見メール」「ご意見箱」に寄せられた意見は9割以上が再稼働に反対・慎重の意見でした。

⑤佐賀新聞、サガテレビの世論調査でも再稼働反対は過半数でした。

(3) 6市長(伊万里、杵岐、平戸、松浦、神埼、嬉野)、3議会(杵岐、平戸、松浦)の「反対」を無視

昨年7月、原発30キロ圏にすっぽり入る伊万里市の塚部芳和市長は「事故が起きたら取り返しがつかないことになる。犠牲になるのは住民だ。再稼働の連鎖はどこかで打ち切らなければならない」として、再稼働反対を表明しました。原発推進の流れに楔を打ち込んだ

★説明会場での住民からの叫び(Aさん)

・・・きょうの説明会で、本当にただ数字だけ、計画だけ。苦しんでいる福島の人たちがどういうところで今も苦しんでいるのか、全然人間が見えてこないですよ。

本当にあなたたちは自然の脅威を、福島からどのように学んだんですか。人間のほうが上だと思っていらっしゃるんですか。

今から本当に不安、地震があるたびに「すぐ原発は…」とやっぱり思うわけですよ。

もっともっと人間のことを思ってください。命が一番大事でしょう。子ども達の命を守ってください。玄海原発が再稼働するようになったら、私はもう佐賀を誇れることができません。

佐賀の自然をどんなふうと考えてあるのか、子ども達の未来をどんなふうと考えてあるのか。私たちがつくったこの原発の災害です。どうか本当にもう一度人間に帰ってください、数字だけじゃなくて。お願いします。

行動に、全国の市民が拍手喝采しました。昨年10月、私達が県内全市町に要請してまわった際、本人に対応いただいた松本茂幸神埼市長はその場で「反対」を表明しました。谷口太一郎嬉野市長も反対を表明しました。

長崎県の30キロ圏においても、かねてから反対表明していた白川博一壱岐市長に続き、3月の住民説明会で出された住民の不安と不信の声を受け止めて、友広郁洋松浦市長、黒田成彦平戸市長が再稼働反対を表明しました。友広市長は「原子力災害のリスクは許容範囲を超えている。被害は広範囲であり短期間では終わらない。市民が100パーセントの安全を求める根拠はそこにある。安全性を国が100パーセントと言わない以上、反対する」と発言しています。平戸市議会、松浦市議会、壱岐市議会も再稼働反対の意見書を全会一致で決議しました。6市長と3議会が反対。

30キロ圏内8市町のうち4市の市長と3議会が反対。30キロ圏の26万人中、10.5万人が住むエリアが丸ごと反対なのです。ここには17の離島があり19000人(架橋された3島含めると20島26000人)が住んでいます。民意を受け止めた首長や議会の判断は非常に重たいものです。知事はこれを無視したのです。民主主義や地方自治の在り方として根本的な誤りを犯しているのではないのでしょうか。

(4) 命を守れない避難計画

4月9日、山本公一・原子力防災担当大臣(環境大臣)が来佐し、知事と面談。大臣は「避難計画は、やり放題やっついこう」と述べました。

再稼働説明会では国の担当者が「放射線防護対策施設整備など防災関係については、国が100%の補助率で年間200億円の予算を措置している」と誇らしげに話していました。玄海の放射能シェルター整備では九電関係会社が14億円を受注。岸本英雄・玄海町長

の弟が社長を務める「岸本組」も1億2000万円の工事を受注。住民を被ばくから守るべき国の責任者が、「やり放題」などと言うのはあまりに無責任です

実測値で高線量に被ばくしてから避難指示。指示に従わなければ「自主避難」で「自己責任」。安定ヨウ素剤の事前配布すらせず、いざという時に配れない、間に合わない。

唐津市長は「(避難の)実働体制はできていない。避難受け入れ先の市町との相談はこれからだ」(4月6日、唐津市議会)などと本当のことをポロッと公言しました。被ばく必至の机上の避難計画では命を守れません。1月12日に私達が提出した避難計画・訓練に関する60項目に及んだ具体的な質問に対して、知事は回答もせず、無視したまま再稼働に突進したのです。

(5) "ウソ"をついたのは九電だけでなく、知事自身

知事は2年前に瓜生道明九電社長と初めて面談した時に「うそをつかない」「風通しをよくする」「あらゆる事態にしっかり対応する」の3点を約束させました。そして4月19日、再度の社長面談“セレモニー”で「九電はウソをつかないと言っている」ことを確認したそうです。ウソをつかないのは当然です。

しかし、事実はどうだったでしょうか。免震重要棟建設撤回や乾式貯蔵施設建設公表など、約束は次々と破られました。市民の質問に対しては回答を約束したにもかかわらず、放置したままです。さらに、九電は6年前の「やらせメール事件」発覚時に証拠隠滅を図った張本人である中村明常務を今年4月から原子力発電本部長に就任させました。安全性についても様々な警告を無視し、テロやフィルターバントなど重大事故対処施設は建設猶予してきました。このような企業に命をゆだねることなどできません。国や県は住民の命を守るべく、九電の姿勢を厳しく正すべきです。

そもそも「やらせメール」の発端となった佐賀県自体が、県民の声を聞くポーズだけで聞き流し、県民に

まったく寄り添おうとしませんでした。古川前知事時代と変わらぬ佐賀県の山口知事が、人に「ウソをつくな」などと言える資格などありません。

(6) 知事自らの責任を放棄し、国に丸投げ

知事は、県民を守る知事としての責任について質しても、「国が、国が」と言うだけで、自らの責任を自分の言葉で一切語ってきませんでした。「地元同意の範囲」も「国が決めること」とずっと言ってきましたが、国から言われて2月14日には「もともと同意権なるものは存在していない」と発言。「脱原発をめざす首長会議」などからの抗議に対して「同意権の議論までしてしまえば、再稼働と向き合う余裕がなくなる」と述べました。

4月22日の世耕弘成経産大臣との“セレモニー”会談では「国が責任をもって取り組む、という強い決意のお言葉をいただいた」と知事は喜びました。安全性の確認も避難計画も事故時の責任も、原発政策についてはすべて、自らの責任を放棄し国に“丸投げ”したのです。しかし、フクシマでは東京電力も国も誰も責任を取っていません。

(7) 最後は、県民理解を「何よりも県議会の決議」と丸投げ。「皮膚感覚」で判断

知事は「県民の理解」をどう判断するのかを聞いても、「広く意見を聴いて、総合的に判断する」と曖昧に答えるだけでした。ところが、説明会が終わると、「二元代表制の下、県議会の意見が極めて大切」と言い出して、異例の形で臨時県議会を4月11日に緊急招集。自民党・公明党で議席の8割(36人中28人)を占める県議会は12日の1日だけ質疑を行い、13日には再稼働「容認」を決議、知事はこれを「重く受け止める」としました。

そして、県民理解を県議会の議決にすり替え、錦の御旗として、「今ここに原発がある。再稼働はやむを得ない」と表明したのです。



2/17 玄海町役場



4/7 唐津市役所



4/13 佐賀県庁前



4/11 佐賀県議会前



4/13 佐賀県議会前



4/20 佐賀県庁

会見で判断基準について問われると「自分の“皮膚感覚”だ」といい、再稼働反対という意見を言う市民に対して「どこまで深くちゃんと知識や情報が与えられて考えているのか」との発言も飛び出しました。

(8) 一人ひとりの市民の行動こそ、再稼働を止める力になる！

私達は生活者として仕事、育児、介護、家事などの合間に学習や調査を重ねながら、要請書やチラシをつくり、要請行動や戸別訪問など広報活動に取り組んできました。

住民説明会前に各地で開いた事前学習会や、これまで何百回と開いてきた座談会では「一人ひとりが声をあげて、国や九電や自治体に対して直接意見を言って、その対応のひどさを感じてほしい。怒りを行動のエネルギーに変えてほしい」と訴えてきました。

今回の知事同意に対して「各地各団体がそれぞれの立場で佐賀県知事に不同意を迫ろう」と呼び掛けたところ、反原発団体のみならず介護ワーカーズ、グリーンコープ、糸島の子育てママたち、福岡や長崎の市民など、毎日複数のグループが佐賀県庁に知事要請に続々とやって来ました。

私達の一つひとつの取り組みも“種まき”の一つになったと信じ、これからも行動を続けていきたいと思えます。

今後、「工事計画」や「保安規定」の審査などがありま

すが、問題山積のままです。

私達は今年1月からだけでも、知事に対して、再稼働そのもの、説明のあり方、同意権、避難計画、安定ヨウ素剤、原子炉上蓋未交換問題などについて要請・質問書を10回提出しましたが、これまでのところ回答が1つもありません。これらの回答を迫り、問題点をさらに追及していかなければなりません。九州電力や国に対しても「知事は勝手に同意したが、説明責任が果たされていないし、私達は納得していない」と正していきたいと思います。

また、再稼働をただちに差し止めることになる仮処分決定が遠くないうちに出されます。「決定」への社会的注目を高め、勝利決定をともに勝ち取りましょう。

原発をみんなのチカラで絶対に止めましょう。

今を生きる大人の責任として、自然とふるさとを守り、子ども達の未来に繋いでいくために。



2 / 18 佐賀県庁包囲行動

12月28日以降の活動経過

- 2013年7月12日 九州電力、玄海3・4号機再稼働申請
- 2016年11月9日 新規制基準“合格審査書案決定
- 2016年12月28日 裁判ニュース第22号発行
- 2017年1月
- 12 ●佐賀県知事へ避難計画について要請
- 16 ◆仮処分第24回審尋(終結)
- 18 審査書決定 街頭抗議
- 19 第3回佐賀県原子力安全専門部会傍聴
- 2月
- 2 第4回原子力安全専門部会傍聴
- 4 後藤政志さん唐津学習会
- 8 第2回「広く聴く委員会」傍聴
県議会原子力特別委員会傍聴
- 9 県議会原子力特別委員会傍聴
- 10 ◆全基第20回口頭弁論
- 11 第5回原子力安全専門部会傍聴
- 13 ●知事へ説明会要請(佐賀ネット)
- 16 説明会事前学習会・唐津
- 17 再稼働不同意署名提出
- 18 再稼働を許さない佐賀県集会
- 20 説明会事前学習会・武雄
- 21 唐津説明会
- 22 武雄説明会
- 24 玄海町議会同意 傍聴・抗議
福岡県知事へ説明会開催要請
- 25 説明会事前学習会・佐賀
- 27 ●知事へ同意権要請 玄海町長へ不同意要請
佐賀説明会
- 28 伊万里説明会
- 3月
- 2 説明会事前学習会・鳥栖
- 3 鳥栖説明会
- 6 玄海町長抗議行動
平和運動センター九州ブロック会議で報告

(●=知事要請、◆=裁判、下線=節目の動き)

- 7 玄海町長同意 抗議行動
- 9 ●知事へ公開討論会要請(佐賀ネット)
- 7~12 3.11パネル展
- 11 佐賀県平和センター「福島と連帯する集会」で報告
- 12 3.8国際女性デー福岡行動で報告
- 13 第3回「広く意見を聴く委員会」(最終回) 傍聴
- 16 県議会特別委員会傍聴
- 17 ◆行政第13回口頭弁論
- 18 第6回原子力安全専門部会(最終回) 傍聴
- 18 GM21ミーティング
- 20 後藤政志さんを囲む会(佐賀)
説明会事前学習会・糸島
- 26 馬渡島戸別訪問・ポスティング
- 27 唐津市議会原子力特別委員会傍聴
- 30 ピースポート玄海案内
- 31 安定ヨウ素剤政府交渉&院内集会
- 4月
- 3 ●知事不同意要請・県議会陳情
●知事へ公開討論会要請(佐賀ネット)
- 6 ●知事へ上蓋未交換問題要請
唐津市議会原子力特別委員会傍聴
- 7 唐津市長ヨウ素剤事前配布要請
今を生きる会、知事不同意要請
- 9 山本公一防災大臣来佐・知事面談 抗議(発電所・県庁)
- 10 ●知事へヨウ素剤事前配布要請、会見
今村復興大臣抗議声明
- 11-13 佐賀県議会臨時議会 傍聴・抗議行動
- 19 瓜生道明九電社長知事面談 抗議行動(発電所)
- 20 ●知事へ不同意緊急要請
- 22 世耕弘成経産大臣知事面談 抗議行動(発電所・県庁)
- 23 脱原発首長会議総会にて報告
- 24 知事同意記者会見 ●直前要請/抗議行動
- 25 臨時佐賀県議会傍聴・抗議行動

命を守るために全住民に安定ヨウ素剤の事前配布を！

馬渡島訪問、政府交渉を踏まえ要請／唐津市が協議開始へ

玄海周辺は他の原発と比べて離島が多いのが特徴です。30キロ圏に17の離島があり19000人(架橋された3島含めると20島26000人)が住んでいます

たとえば、玄海原発から北西わずか9キロに位置する唐津市の馬渡島(まだらじま)。3月26日、私たちは島を訪ね、チラシポスティング・戸別訪問に行ってきました。島の正面に原発が見えます。原発事故が起きたら、船で避難することになりますが、原発に向かっての避難です。安定ヨウ素剤は島の診療所に備蓄しているといいますが、市職員はいません。放射能が襲ってきた時に、島民は被ばくから逃れることができるのか…。離島住民に過酷な状況押し付ける原発はいりません。

以下、島を歩いて見聞きしたこと、役所に確認して分かったことを報告します。

(1)佐賀県の安定ヨウ素剤の配布・備蓄状況

- ①事前配布は5キロ圏内(玄海町、唐津市)のみ。人口約8000人のうち66.2%に配布済(2016/8現在)
- ②30キロ圏内(約18万人。玄海町、唐津市、伊万里市)の事故時の具体的配布方法はこれから検討
- ③備蓄場所 佐賀県内72ヵ所(マル数字は備蓄場所を含む緊急配布場所89ヵ所)
 - ・玄海町: 公民館など①
 - ・唐津市: 集合場所⑭、10キロ圏の小中学校⑦、7つの離島の診療所⑦、避難経路の緊急配布場所⑫
 - ・伊万里市: 市役所①、全公民館⑬、全小中学校⑫
- ※福岡県 糸島市民10万人中15300人が30キロ圏内
⇒3月中に10万人分のヨウ素剤を備蓄準備
- ※長崎県 30キロ圏約6万人については詳細調査中。
5キロ圏外であっても鷹島、黒島は事前配布



穏やかな馬渡港



島民からは原発へ不安・反対の声ばかり

体育館に設置された蛇腹式テント 折り畳み状態 → 広げるとこうなる



④離島でのヨウ素剤備蓄状況

	人口	丸剤	医師の滞在状況
高島	255人	1100錠	本土から通い
神集島	366人	1300	〃
馬渡島	360人	1800	島の診療所に居住
加唐島	144人	900	〃
小川島	393人	1300	〃
松島	55人	400	週1回加唐島の医師が来る
向島	59人	400	2週に1回肥前町の医師が来る

- ・全島に丸剤と一緒に、ヨウ化カリウム内服ゼリー「32.5mg」と「16.3mg」各10個(1箱)と、粉末500gを備蓄。
- ・離島には市職員が常駐していない。基本は医師が配布する。しかし、医師が常駐していない島もある。不在時は、看護師や唐津市役所の職員が船でやってくるのを待つ。

(2)馬渡島の避難計画

①安定ヨウ素剤について

馬渡島では安定ヨウ素剤を町で唯一の診療所1ヵ所だけに備蓄。医師が診療所に住み、看護師は島民。しかし、島の世話人は「ヨウ素剤配布について、何も聞いていない」と言われた。市職員も島にいない、住民に周知もされていない中で、放射能到達前にヨウ素剤を飲める保障はない。(保育園児5、6人)

②船での避難について

「島から唐津港(本土)までの避難は、定期便でピストン輸送となっている。しかし、実際事故になったら、みな自分の船で逃げますよ。その際、唐津の港に船をつなぎとめる“もやい”が足りなくなる。」

私たちは、この話を聞いてびっくりした。船で行けば上陸できると当たり前のように思っていたが、緊急時はもやいが不足する、という漁師さんにしかわからない話だった。「ふだんは長崎方面に仕事(漁)でいないことが多いから、直ぐ逃げたくても船がないですよ。」
「原発に近づくから、避難を福岡方面にしてほしい」と、世話人は要望している。

定期船には放射線防護対策はない。仮に、福岡方面に逃げても偏西風で放射能が追っかけてくる。「本当に三、四日で島から逃げられるのか、それが一番心配。」

島の南半分が30キロ圏となる長崎県・壱岐の原発避難訓練では2年連続で悪天候のため船での訓練が中止となった。

③屋内退避について

- ・高線量での避難指示が出るまでと悪天候時の一時しのぎの場所として、放射能除去フィルター付き換気装置のついた馬渡小中学校体育館の蛇腹式テントと、新たに建設された原子力災害屋内退避施設に全島民が屋内退避。しかし、「一時しのぎ」＝短期間で脱出することはできるのか。
- ・市職員が常駐していないので、事故時には地元消防団や住民が避難誘導する。
- ・蛇腹式テントは、幅10m、定員16～17人。テントを引き出し、フィルターやダクトを設置するのは消防団と住民自身。
- ・テント内に間仕切りして簡易トイレを設置。用を足す袋が大小50回分(1人3回分)しかない。トイレの問題など、避難計画ではきめ細やかな配慮が大切。
- ・蛇腹式テント設置のために、バスケットボールができなくなった。夏休み明けに登校した子ども達がバスケットができないと訴えるなど、生徒の学習活動に支障が出ている。子どもたちに不自由な思いまでさせている。島民も困惑。
- ・新設された「原子力災害屋内退避施設」。除染専用のシャワー室、フィルター装置など数億円投じられた。
- ・要援護者の避難計画の具体的な話は全くしていない。
- ・世話人「具体的な話し合いを全くしていないので早くしなければと思っています…」

④島民の声

馬渡島の人たちは、毎日目を覚ませば真正面に玄海原発がそこに見えます。「生まれた時から原発を見てきた。いい気持ちしていませんでした。」
 「海の魚が変わった。原発は反対。」
 「原発はない方がよかさい。」
 「現役を終えたら、運動に参加したい。そして止めた」と島の方達は口々に「原発反対」でした。
 しかし、「我々の意見をいうところがない」「どこに言えばよかやろか」と嘆きでした。

(3) 離島ヨウ素剤事前配布、一步前進！ 唐津市から回答「県と協議している」

数多ある核種のうち唯一、放射性ヨウ素だけは安定ヨウ

ウ素剤を服用することで体内への取り込みを阻止し、甲状腺を守ることができます。これら最低限住民の身を守るための安定ヨウ素剤について何の準備もなく、再稼働を進めることは許されません。住民の健康を第一に考えるなら、安定ヨウ素剤を事前配布するしかありません。

3月31日、全国の市民団体とともにヨウ素剤の事で政府交渉をしました。馬渡島の状況を訴えると、政府は「離島や災害等で孤立する可能性のある地域での事前配布については、自治体が必要性を判断すれば事前配布をしてもいい」と、自治体からの要請があれば基本的に認めると回答しました。玄海原発30km圏の鷹島(長崎県)は、避難の際に原発に近づくことになるため、長崎県から要望があり、島民に事前配布しています。松浦市は、住民の命に係わることだけに自治体として当然の事を実行しているということでした。

政府交渉を踏まえ、4月7日に唐津市に、同10日に佐賀県に対してそれぞれ、離島等への安定ヨウ素剤事前配布を求める要請を行ったところ、唐津市から同27日付で回答が届きました。市は「これまで島民の方から直接的・間接的に事前配布の要望が寄せられたことがなかった。しかし、今回の要請時に、離島住民から事前配布のお声があることをお聞きし、早速、県と離島への事前配布について協議を行っている。今後、定期開催されている離島代表者会議で各離島の区長の意見を伺うなど事前配布について検討していく」と回答しました。

一步前進です。やはり、住民がまず声をあげることが何より大事だとあらためて思いました。命を守る備えを進めつつ、原発と放射能の危険性を知らせ、原発なんてやっぱりいらぬという世論を高めていくために、こうした取り組みをさらに前進させていきましょう。

各地の市民の継続的な活動と連携が、事前配布について前進を生み出しています。3.31政府交渉における成果について、以下、紹介します。



3・31 政府交渉の成果を基盤に、安定ヨウ素剤事前配布を求める運動を強めよう

(美浜の会ニュース第146号より転載、一部略)

安定ヨウ素剤の事前配布を求めて、各地で運動が取り組まれている。3月31日には院内集会と内閣府・規制庁と交渉を行った。集会では鹿児島・佐賀・鳥取・関西・首都圏の活動を交流し、50km圏で独自に事前配布を実施している篠山市の取り組みも紹介された。

島根県は30km圏内で希望者に事前配布を開始し、これも影響して、鳥取県でも市民の地道な活動により30km圏内事前配布に向けて進んでいる様子が紹介された。福井からの参加者は、学校・幼稚園等の避難弱者の施設で備蓄する取り組みが開始されていることを紹介。自治体によって異なる状況が明らかになり、

各地の今後の活動に役立つ有意義な交流会となった。

(1) ひたちなか市「PAZ内では交付金分のゼリー剤を使用できる」と政府交渉で確認

政府交渉の焦点の一つは、30km圏内全市で独自に事前配布を進めるひたちなか市の3才未満児用ゼリー剤についてだった。茨城県と国は、ひたちなか市の「薬局配布方式」に難癖をつけ、市は交付金で配布されている安定ヨウ素剤を事前配布に使えず、市の予算で独自購入している。

さらに深刻なのは、3才未満児用のゼリー剤は、丸

剤と異なり日医工から購入さえできないという問題だ。内閣府の林田氏は、国のガイドライン(安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって)では「医師が服用の可否判断をする」ことになっており、ひたちなか市方式はこれを満たしていないため、交付金分の使用はできないと繰り返した。しかし市民の追及で、ガイドラインには「医師の服用可否判断」等はどこにも書かれていないことを認めざるを得なかった。最後に、ひたちなか市が、今後1才半や3才児検診で配布することを検討している件についてただと「それは全く問題ない」とPAZ分については交付金分の使用を認めた。

さらに交渉では、ゼリー剤の販売について、国から「売ってはいけない」等の圧力は一切かけておらず「UPZ外の自治体も含めて調達は可能」と認めた。これによって、篠山市も、独占販売している日医工からの購入の道が開けたことになる。

(2) ひたちなか市に交渉結果を伝える

4月14日には、ひたちなか市を訪問し、政府交渉の確認点を伝え意見交換を行った。交渉によって、交付金分のゼリー剤使用に一步近づいたことを歓迎され、「5kmで線引きはできない」「薬局配布方式は例外ではない」と、15万全市民への事前配布に踏み切った強い

決意が語られた。福島原発事故の経験から、確信に満ちた言葉だった。

(3) 各地の運動が連携して勝ち取った成果

今回の交渉の成果は、昨年12月にひたちなか市を訪問し交付金が使えないという茨城県と国の妨害にも似た行為に憤慨し、なんとかしなければとの強い思い、各地で事前配布を求める活動、ガイドラインの検討と国の言い分の批判、福井県や佐賀県等での実態調査、関西での幼稚園等へのアンケート調査・施設訪問、茨城の人達と行った県への申し入れ、日医工への確認等々の活動によってもたらされた。小さな前進だが、これらが結びついて得られたものだ。

原発事故時には安定ヨウ素剤の服用と避難しか身を守るすべはない。事前配布は、福島県庁に大量に備蓄されていたが配布されなかった事故の教訓からも必要だ。そして、安定ヨウ素剤を通じて、再稼働に反対する意識を人々の中に呼び起こすのは、篠山市の経験からも明らかだ。

ひたちなか市で交付金分の使用が可能となれば、各市町での事前配布実施にも弾みがつく。交渉の成果を基礎に、新しい前進となるよう、今後も国への監視等を強めよう。

再稼働差止仮処分、終結

知事同意をひっくり返す「勝利決定」を引き寄せよう！

仮処分/全基差止/行政訴訟 裁判報告

今年に入ってから、玄海再稼働知事同意手続きが猛烈なスピードで進む中、私達の3つの裁判も毎月、佐賀地裁で弁論・審尋が開かれました。

このうち3・4号機再稼働差止仮処分は1月16日に終結しました。2016年度内に決定が出されるだろうと予想していましたが、まだ決定日のお知らせがありません。

この間に、知事の「同意」がされ、各地の原発裁判の動きもありました。知事同意をひっくり返し、わが国の原子力政策に楔を打つ勝利決定を待ち望むばかりです。

【1】1月16日 再稼働差止仮処分第24回審尋

この日はまず、13時半から佐賀県庁前通りで、「生命財産をどう守る 司法は最後の砦」と書いたのぼり旗と横断幕を掲げ、通行人へのアピールを行いました。のぼりを掲げたまま佐賀地裁へ移動し、青空の下、門前集会を行い、15時前に入廷しました。

非公開の審尋はこれまでラウンドテーブルの協議室で行われ、当事者にもかかわらず10名しか入室できませんでしたが、今回は債権者(原告)が多数集まるということで、大きな部屋を裁判所に要望していたところ、口頭弁論で使う第一法廷を使えることになりました。

原告弁護団は基準地震動問題と配管損傷問題について補強的主張(主張書面16)を行い、「玄海原発3・4号機が耐震安全基準を満たしていないことは致命的欠陥。また、最重要のクラス1配管の安全性について債務者九電からは相当の根拠を示した立証(疎明)がないため、具体的危険性があることが事実上推認される。こうしたことから、重大な事故が発生する蓋然性が高い。ひとたび重大事故が起これば、九州を中心として大きな被害をもたらすことは必定であり、再稼働を差し止める必要がある」と訴えました。

裁判補佐人の小山さんによる陳述書「地震動の評価について」は二重の過小評価になっている基準地震動問題について実際に起きた福井地震(1948年)を例にとり説明を展開しました。

最後に、立川毅裁判長は「審理は以上といたします。決定の2週間前に双方に告知します」と述べ、5年半にわたる審理は終了しました。

仮処分が決定されれば、ただちに効力が発生します。裁判官に「良心」があるならば、フクシマの教訓を踏まえ、私たちの命の訴えを聞き入れてくれるものと信じています。



法廷にて 冠木弁護団長 石丸原告団長・小山補佐人 谷弁護士

スケッチ(左)大江良二(中・右)大江登美子

私たちは、2011年7月7日に申し立てた3号機差止仮処分に加えて、4号機も昨2016年10月26日に申し立て、236人の債権者(原告)で闘ってきました。原告仲間、そして全国の脱原発を願うすべての人達とともに1つの勝利を勝ち取るため、ご注目をお願いします。

決定日が判明次第、お知らせしますので、佐賀地裁にお集まりください！

<書面>

債権者 主張書面(15) (1月13日付)、主張書面(16) (1月13日付)、陳述書:小山英之(1月12日付)

債務者 準備書面15、16 (2つとも12月22日付)

【2】2月10日 全基差止第20回口頭弁論

雪と底冷えする寒さの中での法廷となりました。

原告は今回の書面において、かつて一次冷却系の配管にひび割れが生じていたことを見過ごしていた問題について、被告九州電力がその後も損傷を未然に防ぐような検査態勢になっていないことなどを指摘、被告が技術基準規則18条と19条への適合性について「相当の根拠を示した立証がないため、玄海原発には具体的危険性があることが事実上推認される」と陳述、主張立証責任を明確に示したうえで運転差止めを求めました。

被告は基準地震動の過小評価問題について原告に反論する書面を出し、その中で「熊本地震で観測されたような大きな揺れが2回続けて発生する可能性は極めて低い」などと陳述しました。

本裁判も問題点が収れんされてきて、今後、証人調べなどを含めた立証の段階にうつっていくことになりそうです。重要な局面にさしかかっていると云えます。

<書面>

原告 準備書面(16)(1月27日付)

被告 準備書面12(1月27日付)

【3】3月17日 行政訴訟第13回口頭弁論

「極めて限定的」? 想定からはずされる重大事故

今回の陳述では、国が福島第一原発事故の教訓を踏まえず、複合的に起きる様々な重大事故について「極めて限定的」として対策を講じていない実態が浮彫にされました。

九電はメルトダウンした場合には原子炉を冷やすのがある段階であきらめ、格納容器下部の水ため(キャビティ)に水を溜め、そこに溶融炉心をポチョッと落とすことにしています。私たちは、水をちゃんと張ることができるのか、地震で水漏れするのではないか、ということを訴状で訴えていました。

地震などにより給水切替がうまくいかず、下部キャビティへの注水がなされなければ、溶融炉心・コンクリート相互作用により、破壊される恐れが生じます。また、下部キャビティに張られた水中に溶融炉心が落下した場合も水蒸気爆発が起こる可能性があるのです。

福島原発では炉心溶融が発生したという事実を教訓として、同様の重大事故が他の原発でも起こり得るということを前提に、原子炉等規制法は改正されました。その下に設置許可基準規則37条第2項は「重大事故発

生時に、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じること」を要求しています。冷却材喪失事故は地震によっても発生しうるものであり、溶融炉心落下への対処も複合的な状況を当然想定して措置を講じなければなりません。

しかし、国は「地震による損傷防止については別の条文での要求事項であり、想定しなくてもよい」と主張したのです。これに対して、私達は「国の姿勢は改正原子炉等規制法の趣旨に真っ向から反するもの」だと反論しました。

また基準地震動問題における「ばらつきの考慮」の必要性を再度訴え、被告が「誤差」「(原告による)経験式の修正」という表現を使って誤ったイメージを与えていることは「無意味な非難」だと批判しました。

<書面>

原告 準備書面9(3月10日付)

被告 第12準備書面(3月3日付)

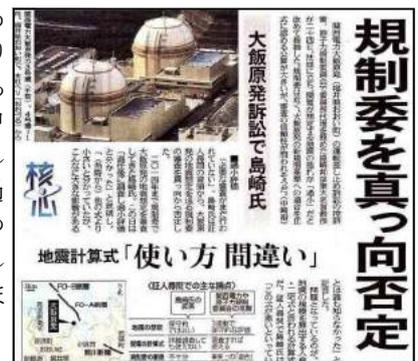
【4】全国の裁判の状況

このところ、全国の原発裁判では、国策に追従し、原発再稼働を認める不当決定が相次ぎました。大阪高裁は3月28日、関西電力高浜原発3・4号機運転について大津地裁が下した画期的「差止仮処分決定」(2016年3月9日)を取り消しました。また広島地裁は3月30日、四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分申立を退けました。

私達の弁護団長、冠木克彦弁護士がかつて言われたように「累々たる屍の上に勝利がある」との言葉をかみしめます。一喜一憂している場合ではありません。今まさに私達が格闘している玄海の裁判をみんなで支えていくことが、最終的な勝利に通じるのだと確信しています。

また、4月24日、名古屋高裁金沢支部で開かれた大飯原発控訴審において、前原子力規制委員長代理であり耐震性審査の責任者であった島崎邦彦氏の証言と尋問が行われました。島崎氏は「大飯原発の基準地震動は、入倉・三宅式で計算されているために過小評価になっている。式の使い方を間違っている。大飯原発以外でも断層が垂直または垂直に近い場合には、特に西日本の地震では、入倉・三宅式を使って基準地震動を計算している限り同じ問題があり、過小評価になっている」と証言しました。

この島崎証言は、玄海原発を巡るすべての裁判に大きな影響を与えることは間違いありません。これからも続く裁判の中で、証言を活かして、基準地震動過小評価問題についてさらに追及していくことになりそうです。



島崎証言を報じる中日新聞(4月25日)

福岡県民510万人には何の説明もない理不尽さにNO！

「今を生きる会」世話人 大津啓（福岡市）

4月24日午後、佐賀県の山口祥義知事は玄海原発3・4号機の再稼働に同意することを表明しました。佐賀県だけではなく隣県の長崎・福岡など多くの反対の声を無視した山口知事の同意表明は容認できません。「再稼働ゴー」の条件は整ったといわれていますが、私たちにとっては、何ら問題は解決してはいないのです。さて、「今を生きる会」と言っても聞きなれない団体だと思しますので、自己紹介から始めます。

玄海原発3号機MOX燃料差止裁判、いわゆるプルサーマル裁判が佐賀地裁で敗訴(2015年3月20日)を受け、福岡高裁での控訴審が始まることをきっかけにつくられました。この会は、ありがちな役員体制はなく、緩やかな形で活動を進めています。これまで「通信」の発行や、イベント実施、佐賀や玄海などへ裁判傍聴、訪問などを行なっています。また福岡市議会へのヨウ素剤事前配布や説明会実施の請願を数度にわたり、さらに福岡県に対して要請書を提出したりしています。

今年1月、原子力規制委は玄海原発3・4号機の「新規規制基準適合」の審査書を決定し、再稼働に向けての動きが急ピッチになります。こうした中で「生きる会」としてもできる取り組みをすることになりました。第一に福岡県知事に対して「住民説明会の開催」の要請書、第2に福岡市長あてに同様の要請書の提出、市議会に対して請願を出すことにしました。2月18日佐賀で開催された「再稼働を許さない！」集会に参加し賛同者を募り、24日に福岡県知事あてに「玄海原子力発電所の再稼働に関する住民説明会の開催を求める」要請書を提出しました。この日は新聞社など3社が取材にきて、朝日・読売両紙に記事が掲載されました。(事前に「平和フォーラム」関係者の協力を得て、民進党県議との接触をやりながら、請願書の提出や他の方法も検討してきました。)3月3日の福岡県議会で小川洋知事は、「県内の他の市町村から住民説明会の希望がなされた場合は、その開催を求める働きかけをさせていただきたい」と答弁。これを踏まえて3月7日、福岡市長に対して、「玄海原発再稼働に関して福岡市として、市民に対して、各区各町内において、住民説明会を開いてください」という要請書を提出しました。同日は玄海町長が再稼働に同意したこともあり、NHKが取材、夕方に放映されました。3月27日付けの市からの回答は噴飯もので、とても福島原発事故を踏まえたものではありませんでした。

福岡市議会の請願については、これまで共産党や「緑と市民ネット」の賛同を得て数回にわたり行なってきました。委員会では継続審査扱いで、事実上「たな晒し」になってきました(2年前に提出した請願も眠っています)。今回は、他の会派に賛同を広げる取り組みを行ない、民進党、社民党でつくる「福岡市民クラブ」と話し合いを進め、請願書を作成しました。この請願書は「福岡市民クラブ」所属議員全員、共産党、「緑と市民ネット」の賛同を得て3月24日に「玄海原子力発電所の再稼働に関する住民説明会の開催を求める」として提出しました。これらいずれの行動も「戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会」との共同で行くみしました。

佐賀県議会での再稼働容認決議が近まる4月7日、福岡から多くが駆けつけ佐賀県知事と県議会議長あてに「再稼働に同意しないでください」との要請書を提出しました。過酷事故が起きたら、放射能汚染は偏西風に乗って西日本から全国を駆けめぐり、自然と人命に甚大な被害を及ぼすものであり、私たち福岡県民510万人には何らの説明をあつていない理不尽さを訴え、県知事と議会はこれらに責任をもたねばならない、ことを認識させる行動でした。

今後、市長や県知事あての説明会開催要請や再稼働を容認するな！の要求も行なう予定です。各地でいろんな行動が行われていくでしょう。が、原発を「既成事実」として認め、また推進する議員たちを震えさせ、政策を変えさせるまでに、私たちの行動が至っていないというのも現実です。

脱原発への道のりは未だ遠くにあります。希望が実現する可能性が遠くにあるがゆえにこの現実と向き合い、そこに希望があるのだ、とも言えます。沖縄の人々は、<勝つ方法はあきらめないこと>であると、今日までたっかい続けています。原発再稼働を中止させ、廃止に追い込むための「戦略的」な議論と「希望」こそが求められていると思います。



4/7 佐賀県知事・県議会議長へ要請

「フクシマから何を学んだのか?～私たちが守りたいもの、残したいもの～3.11パネル展」



3月7～12日の6日間、佐賀・アバンセにてパネル展を開催しました。福島の現状を写した福島県三春町の写真家・飛田晋秀さんの写真、3.11前の福島の自然風景を写した弁護士・斉藤利幸さんの写真、そして再稼働迫る玄海の様子をパネルにして展示しました。来場者とはじっくりとお話することもでき、いろんな出会いもありました。玄海のパネルは最新版を随時追加作成しています。各地で巡回展示して下さる方、ぜひご連絡ください。

2016年度決算報告書

(2016年1月1日～2016年12月31日)

科 目		前年度実績	今年度実績	摘 要
収 入 の 部	前期繰越	2,014,792	1,776,486	
	” (特別積立金定期)	2,000,000	3,000,000	
	小 計 (A)	4,014,792	4,776,486	
	原告団会費収入	4,132,000	2,825,000	
	支える会会費収入	933,500	759,000	
	寄付金収入	2,226,472	757,803	
	活動収入	87,200	197,170	
	物販収入	135,824	60,653	
	雑収入	0	3,050	
	受取利息	596	170	
小 計 (B)	7,515,592	4,602,846		
収 入 合 計 (A+B)		11,530,384	9,379,332	
支 出 の 部	専従費	790,000	605,000	事務局員1名、HP管理者1名
	旅費交通費	2,672,275	2,721,766	活動費、ガソリン代、高速料金、駐車料金、宿泊費等 (裁判弁護団旅費 7回 1,710,000)
	広報・事務用品費	166,110	206,446	印刷代、封筒、コピー用紙等、インク代、缶バッジ等
	通信費	580,181	463,278	切手、はがき、ニュース等送料、電話・ネット回線料、HP管理料
	会議費	50,300	29,988	会場使用料
	水道光熱費	125,040	105,188	電気、ガス、灯油、水道
	消耗品費	44,144	8,524	乾電池、ゴミ袋、
	租税公課	1,848,318	293,208	提訴印紙代 (4号機236名 ¥290,000) 利息にかかる税
	新聞図書費	0	5,130	資料代
	支払手数料	80	1,200	振込手数料
	諸会費	0	6,000	賛同団体
	賃借料	426,000	426,000	事務所家賃、事務所駐車場料
	雑費	51,450	65,201	ゴミ袋、高木瀬ゴミセンター、自治会費その他
支 出 合 計		6,753,898	4,936,929	
次期繰越金総計(収入合計-支出合計)		4,776,486	4,442,403	
(うち特別積立金)		▲ 3,000,000	▲ 3,000,000	裁判活動報告集・製作等準備金
次 期 繰 越 金		1,776,486	1,442,403	

2016年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝



「監査報告」

2016年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証票など正確に記帳されており何ら不正不当のないことを確認しました。

2017年 4月 23日
会計監査 横井 久



2010年に初提訴してから7年。4つの裁判を闘ってきました。大きな後ろ盾もなく始めた私達の裁判運動ですが、みなさまお一人一人の温かいご支援でここまで歩んでこれました。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

1月16日仮処分審尋後の記者会見

毎回、弁護団(冠木克彦弁護士、武村二三夫弁護士、大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士)と裁判補佐人の小山英之さんに大阪から駆けつけていただいています。



事務局リレーコラム 私の好きなもの

私が好きなものは、雑草です。冬が過ぎると、茶色っぽかった土にカラスノエンドウ・ハコベ・母子草・ズメノテッポウ・蓬・ナズナ・たんぽぽ等などの緑が芽吹き、萌えいずる春がやってきます。その畑の真ん中に座り込み、草刈りもせず、小鳥のさえずりを聴くのは、至福のひとつとき。

ハコベを見ると父の声が耳元でよみがえります。「肥しを沢山運んで土が豊かになったらハコベが生えるぞ。ハコベだ。」と。几帳面な父の畑には雑草がありませんでした。「お父さん、私は上農ではなくて下農ですかね。自然農を目指しているんですがね。」と言いつつ訳します。

雑草の中で特別に好きなものは、嫁菜。摘んだ途端に、辺りに広がる爽やかな香り。見つければ、嫁菜ご飯を作ってくれた優しいばかりだった母を思い出します。「お母さん、今年も、ヨメナと自家製ゴマを入れて、美味しい嫁菜ご飯が作れましたよ。」と笑顔の写真に報告します。

蕪は野菜ですが、雑草と同じく勝手にあちらこちら

らで増殖します。味も香りも色も大好きな植物です。夫の得意なのは蕪料理。合挽肉と蕪を炒め塩コショウし、器用な手で小麦粉を捏ねて丸く伸ばして作るのは、巨大餃子です。93歳の元気な義父から伝えられた料理だそうです。

土筆が顔を出すと、『息子の好きな土筆の佃煮ができるな。』と、巡ってきた春を喜びます。息子は百姓を止めてからは、会社の食堂で食べるだけ。昔のように土筆の佃煮は作らなくなりました。百姓に戻れるのは40年後？これからも、放射能のない健康な畑であることが願いです。

もう初夏です。これからの季節は、雑草は放っておいたら、何が何やらかと、大変なことに。「無料サウナ、サウナ。」と心に言い聞かせます。そして、福島に思いを馳せながらも、毎日、草刈りに勤しむ夏に突入するのです。

(にら／福岡市)



お知らせ

「原発危機と平和」

ダニー・ネフセタイさん講演会

(反原発訴える木製家具作家)



家具が百年後も使えなければ意味がない。でも、百年後に人間がいなければ意味がない！

ダニーさんの作品
「命のせんたく」 NO NUKES

玄海原発ブルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
提訴7周年活動報告会&ダニー・ネフセタイさん講演会

■日時 6月10日(土) 13:00開場 13:30開会

■会場 アバンセ 4階 第2研修室(佐賀市天神3-2-11)

会員募集中！

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎！
- 振込先: 郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発ブルサーマル裁判を支える会
命を守るために長期戦覚悟！
カンパもお願いします！

会員数(2017.5.10現在)

原告総数 967名
支える会・サポート会員 924名

原告内訳
仮処分債権者 236名
全基原告 349名
行政訴訟原告 382名

■ 裁判傍聴をお願いします！ ■

● 玄海原発3・4号機仮処分決定

○月×日(△) 佐賀地方裁判所

決定日時は2週間前に判明。
分かり次第、お知らせします。
訴えが認められれば、ただちに効力が発生し、
再稼働は止まるのです。
門前集会、報告集会にぜひお集りください！

● 玄海原発全基差止・行政訴訟

5月12日(金) 14:00～全基第21回口頭弁論
6月16日(金) 14:00～行政第14回口頭弁論
7月28日(金) 14:00～全基第22回口頭弁論
9月15日(金) 14:00～行政第15回口頭弁論
いずれも佐賀地方裁判所

あなたのチカラが必要です！

● 座談会しませんか？

原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください！

● 事務所ボランティア募集中！

資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしください！

● 玄海町や市町を一緒に訪問しませんか？

● 最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>